

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（152）」
2. 日時：平成29年5月22日 13時30分～17時55分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室、18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、大塚安全審査官、近田安全審査官、
皆川安全審査官、義崎原子力保安検査官、高嶋原子力規制専門員

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他21名

東北電力株式会社：力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 可搬型設備のホースの予備の考え方及びホース運搬車の位置づけについて重大事故対処設備又は自主設備を明確に整理すること。また敷設ルート等を用いて説明すること。
- 冗長性の観点から、複数の口径が異なるホースの接続性向上について検討すること。
- 火災発生時の人的影響に係る判断基準値として、放射熱強度 2.3kW/m^2 を採用することの妥当性を説明すること。
- 路盤補強について、コンクリート床板を使用する場合の考え方を説明すること。
- 地山及び埋戻部の境界の評価において評価対象の決め方を説明すること。
- アクセスルートに影響を及ぼす恐れのある設備について、移設することを含め

て、検討を行うこと。

- 予備機置き場までの自主整備ルートに関して、敷地内の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の施設が倒壊した場合のがれき撤去の手順について説明すること。
- 原子炉建屋外部から可搬型設備にて接続する接続口については、西側及び東側の構造の違いについて説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 保管場所およびアクセスルートの確認事項について